

【契約書 別紙】

介護予防・日常生活支援総合事業（区市独自訪問型サービス） 利用料金

算定項目		訪問型サービス		平成30年8月1日改定				
1月あたりの基本料金	算定項目	訪問介護員	同一建物	介護報酬額	利用者負担割合			
					1割負担	2割負担	3割負担	
サービス利用料	訪問型サービス1 (週1回程度)	有資格者		12,265 円	1,227 円	2,453 円	3,680 円	
			同一建物	11,038 円	1,104 円	2,208 円	3,312 円	
		研修修了者		11,657 円	1,166 円	2,332 円	3,498 円	
			同一建物	10,497 円	1,050 円	2,100 円	3,150 円	
		訪問型サービス2 (週2回程度)	有資格者		24,508 円	2,451 円	4,902 円	7,353 円
				同一建物	22,055 円	2,206 円	4,411 円	6,617 円
	研修修了者		23,282 円	2,329 円	4,657 円	6,985 円		
		同一建物	20,950 円	2,095 円	4,190 円	6,285 円		
	訪問型サービス3 (週2回を超える程度)	有資格者		38,884 円	3,889 円	7,777 円	11,666 円	
			同一建物	34,995 円	3,500 円	6,999 円	10,499 円	
	研修修了者		36,940 円	3,694 円	7,388 円	11,082 円		
		同一建物	33,249 円	3,325 円	6,650 円	9,975 円		
日割りの基本料金	訪問型サービス1 (週1回程度)	有資格者		408 円	41 円	82 円	123 円	
			同一建物	364 円	37 円	73 円	110 円	
	研修修了者		386 円	39 円	78 円	116 円		
		同一建物	353 円	36 円	71 円	106 円		
	訪問型サービス2 (週2回程度)	有資格者		806 円	81 円	162 円	242 円	
			同一建物	729 円	73 円	146 円	219 円	
研修修了者		762 円	77 円	153 円	229 円			
	同一建物	685 円	69 円	137 円	206 円			
訪問型サービス3 (週2回を超える程度)	有資格者		1,281 円	129 円	257 円	385 円		
		同一建物	1,149 円	115 円	230 円	345 円		
研修修了者		1,215 円	122 円	243 円	365 円			
	同一建物	1,093 円	110 円	219 円	328 円			
加算料金	初回加算	1月につき	2,210 円	221 円	442 円	663 円		
(1月あたり) 介護職員処遇改善加算Ⅰ	週1回程度	有資格者		1,679 円	168 円	336 円	504 円	
		研修修了者		1,602 円	161 円	321 円	481 円	
	週2回程度	有資格者		3,359 円	336 円	672 円	1,008 円	
		研修修了者		3,193 円	320 円	639 円	958 円	
	週2回を超える程度	有資格者		5,326 円	533 円	1,066 円	1,598 円	
		研修修了者		5,060 円	506 円	1,012 円	1,518 円	
	(1月あたり) 介護職員処遇改善加算Ⅱ	週1回程度	有資格者		1,226 円	123 円	246 円	368 円
			研修修了者		1,171 円	118 円	235 円	352 円
週2回程度		有資格者		2,453 円	246 円	491 円	736 円	
		研修修了者		2,331 円	234 円	467 円	700 円	
週2回を超える程度		有資格者		3,889 円	389 円	778 円	1,167 円	
		研修修了者		3,690 円	369 円	738 円	1,107 円	

※「負担割合証」に記載されている負担割合となります。

別表3（第3章第13条による）

介護予防・日常生活支援総合事業（区市独自訪問型サービス） 利用料金

平成28年7月30日改定

他のサービス利用料	項目	条件	利用料金
	交通費	通常の実施地域 内への訪問・同行	無料
		通常の実施地域 外への訪問・同行	実費
介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用		介護報酬額全額	
キャンセル料	ご利用前日の相談窓口受付時間中にご連絡を頂いた場合	無料	
	ご利用前日の相談窓口受付時間中にご連絡が無かった場合	300 円	

ご利用者のお住まい等で、サービスの実施のために使用する水道・ガス・電気・電話等の費用は、ご利用者の負担となります。

【契約書 別紙】

相談、要望、苦情等の窓口

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（区市独自訪問型サービス）に関する相談、要望、苦情等は、下記の窓口までお申し出下さい。

- ① 電話番号 042-462-1416
担当者 訪問事業責任者
受付時間 月曜日～土曜日 8時30分～17時30分（年末年始を除く）

(2) 当施設以外に、東京都や区市町村の相談・苦情窓口等でも苦情を伝えることができます。

- ① 東京都国民健康保険団体連合会
電話番号 03-6238-0177
担当部署 苦情相談窓口

- ② 西東京市
電話番号 042-438-4032
担当部署 健康福祉部 高齢者支援課 相談受付係